

「農業保険法施行規則の一部を改正する省令」について

令和 3 年 10 月
農林水産省経営局保険課

I 改正の趣旨

農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号）について、新たに農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入する者が収入保険と野菜価格安定制度とを同時に利用することができるとしている期間を、現行の 1 年間から 2 年間に延長することとし、所要の改正を行うこととする。

II 改正の概要

現行では、附則第 22 条第 1 項の規定により、当分の間、収入保険の保険関係の成立について申込みをしたことがない者については、野菜価格安定制度を利用する者であっても収入保険の保険資格者に該当することとしているところであるが、1 年間の同時利用のみでは収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいという事情が考えられることから、同条を改正し、当該者については、当該申込みにより成立する保険関係だけでなく、翌年の保険関係においても収入保険の保険資格者に該当する旨規定する。

III 施行期日

公布の日（令和 3 年 11 月下旬（予定））